

新富町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 8 月

目次

I.	はじめに	1
II.	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針	2
1.	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	2
2.	新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	3
3.	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	3
4.	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	4
5.	新型インフルエンザ等の発生段階	5
6.	対策推進のための役割分担	7
III.	実施体制	9
1.	新富町感染症対策会議	9
2.	新富町新型インフルエンザ等対策本部	9
3.	新富町の事務分掌	11
IV.	各段階における対策	15
1.	未発生期	16
2.	海外発生期	20
3.	県内未発生期～県内発生早期	23
4.	町(県)内感染期	27
5.	小康期	31
v.	【資料】	
1.	新型インフルエンザ等の基礎知識	33
2.	新型インフルエンザ等予防の基本	34
3.	生活必需品の備蓄	35
4.	用語解説	37

I はじめに

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、一国・地方公共団体・指定公共機関・事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

2. 本計画の位置づけ

特措法に基づき「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び、「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」が策定された。本町では、これらの内容を踏まえて、特措法に基づき、「新富町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を策定し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。なお、町行動計画の対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）は以下のとおりである。

○感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という）

○感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

また、町行動計画は、様々な新型インフルエンザ等対策の状況の変化に応じて、今後も適宜改定するものとする。

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本方針

1. 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、またその発生そのものを阻止することは不可能である。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、町民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、新型インフルエンザ等対策を地域の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある。

1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

○感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

○流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

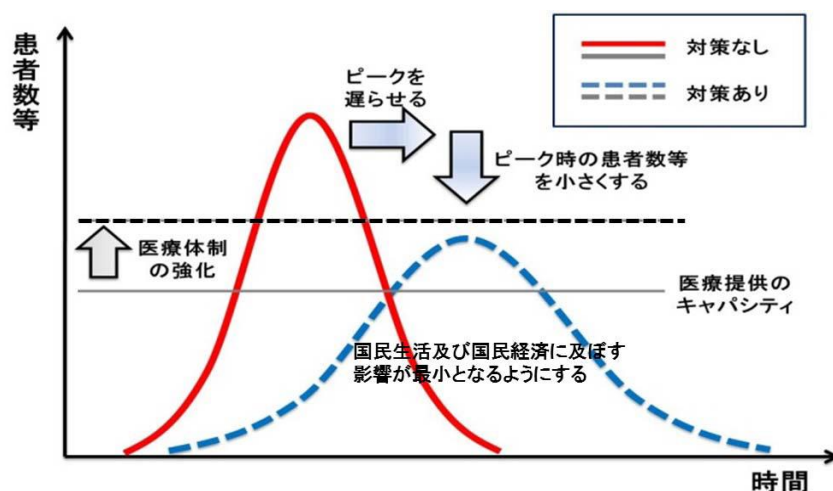
○適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

2) 町民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

○地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。

○事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



引用「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」より

2. 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭におかなければならない。

新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。(具体的な対策については、IV. において、発生段階ごとに記載する。)

- 発生前の段階では、町民に対する啓発や行政・企業による事業継続計画等の策定など発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 国内の発生当初の段階では、患者の入院措置や、抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や、その者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講ずる。
- 国内で感染が拡大した段階では、国・地方公共団体・事業者等は相互に連携して、医療の確保や国民生活・国民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。
- 新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国・都道府県・市町村・指定(地方)公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策は、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の励行の感染予防策など、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

3. 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、また、発生した時点において特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等に対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

- 1) 基本的人権の尊重
- 2) 危機管理としての特措法の性格

3) 関係機関相互の連携協力の確保

4) 記録の作成・保存

4. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

1) 新型インフルエンザ等が発生した場合に想定される患者数等

町行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として、患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合、これらの想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要である。

町行動計画を策定するに際しては、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

全人口の25%が新型インフルエンザ等に罹患すると想定し、過去に世界で大流行した、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中程度を致死率0.53%、スペインインフルエンザデータを参考に重程度を致死率2%として健康被害を推計した。(表1参照)

なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。

表1：新型インフルエンザ等発生時の被害想定

(政府の行動計画のなかで示された推計モデルを使用し、人口比で算出したもの。)

	全国 (H22.10人口)	宮崎県 (H22.10人口)	新富町 (H26.4.1人口)
全人口	12,800万人	114万人	18,256人
り患想定者数	3,200万人	28.5万人	4,564人
医療機関を受診する人	2,500万人	22万人	3,538人
入院患者上限数			
中程度	53万人	4,700人	76人
重程度	200万人	17,700人	285人
死亡者上限数※			
中程度	17万人	1,500人	24人
重程度	64万人	5,700人	92人

※り患想定者数に致死率を乗じたもの。

2) 社会への影響

流行のピークが異なることから地域差や業態による差があるものの、町民の25%が流行期間(約8週間)に流行のピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、勤務することができない。り患した従業員の大部分は、一定期間の後、治癒し(免疫を得て)職場に復帰する。よって従業員自身のり患のほか、家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時には従業員の最大40%程度が欠勤することが想定される。加えて、不要不急の事業の休止・物資の不足・物流の停滞等が予想され、経済活動が大幅に縮小する可能性がある。

また、町民生活においては、学校、保育園等の臨時休業・集会の中止・外出の自粛等社会活動が縮小するほか、食料品や生活関連物資が不足するおそれもあり、あらゆる場面で様々な影響が出ることを予想される。

5. 新型インフルエンザ等の発生段階

町行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、県内未発生期～県内発生早期(町内未発生期～町内発生早期)、町(県)内での発生のまん延を迎え、小康状態に至るまでを、地域の実情に応じた戦略に則して5つの発生段階に分類した。本町においては、国、県の判断等を踏まえ、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。なお、段階の期間は極めて短期間になる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変更するという事に留意が必要である。

<発生段階>

発生段階（国）	発生段階（町・県）	状態
未発生期	未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態
	県内発生早期	町内未発生期
国内感染期		町内発生早期
	町（県）内感染期	町（県）内で新型インフルエンザ等の患者の接触履歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大～まん延～患者減少）
小康期	小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

<国及び地域（都道府県）における発生段階>

引用「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」より

6. 対策推進のための役割分担

1) 新富町の役割

町は、新型インフルエンザ等対策行動計画の策定や対策本部の設置などの対応策をあらかじめ検討し、管轄保健所や近隣市町村と連携し住民に対するワクチンの接種や、独居高齢者や障がい者等要援護者への対策を含めた住民の生活支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を推進する。

2) 医療機関の役割

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

医療機関は、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携して発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

県内における第2種指定医療機関等

医療圏	第2種感染症指定医療機関	第2種指定病床数
宮崎東諸県	県立宮崎病院	6 (0) ※
都城北諸県	都城市郡医師会病院	1 (0)
延岡西臼杵	県立延岡病院	4 (4)
日南串間	県立日南病院	4 (4)
西諸	小林市立病院	4 (4)
西都児湯	都農町国保病院	4 (0)
日向入郷	済生会日向病院	4 (2)
合 計		27 (14)

() 内は、陰圧対応個室または病棟

※県立宮崎病院には別に陰圧対応個室有り
引用「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」より

3) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の町民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。また、新型イ

ンフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

4) 一般の事業者の役割

新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。また、感染拡大防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染予防のための措置の徹底が求められる。

5) 町民の役割

新型インフルエンザ等に関する正しい知識を持ち、社会的混乱を招かないよう努力するとともに、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の励行の感染予防策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。発生時には外出自粛等やマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等により、自らの感染予防と感染拡大防止に努める。

III. 実施体制

1. 新富町感染症対策会議

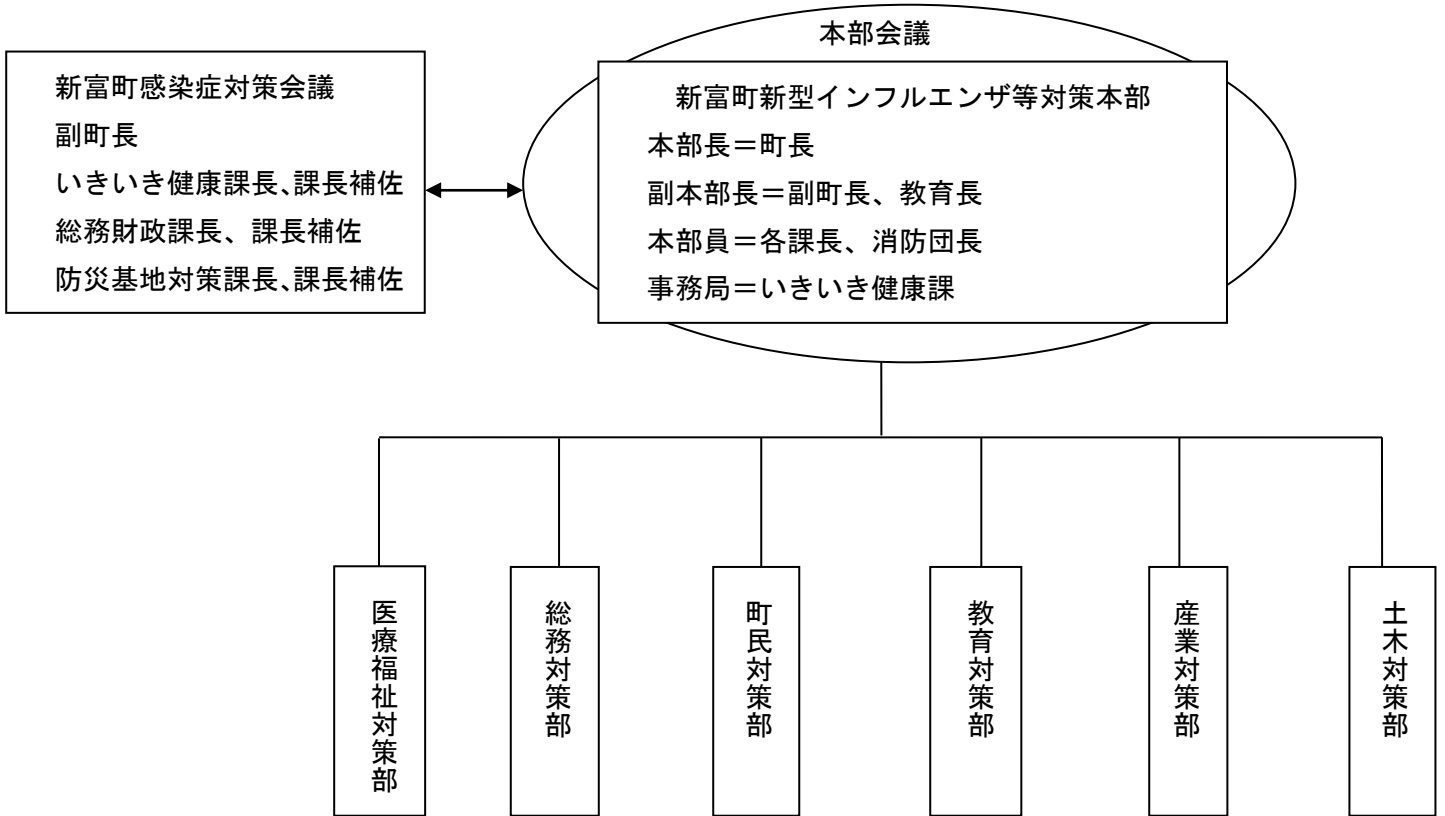
新型インフルエンザ等の患者が発生もしくは発生する可能性が極めて高いと判断された場合において、感染拡大を抑制する等の措置を講ずるため、新富町感染症対策会議を開催する。具体的には、以下のことについて判断を行う。

- ・ 流行状況の把握
- ・ コールセンター設置の判断
- ・ その他必要な対応方針の判断

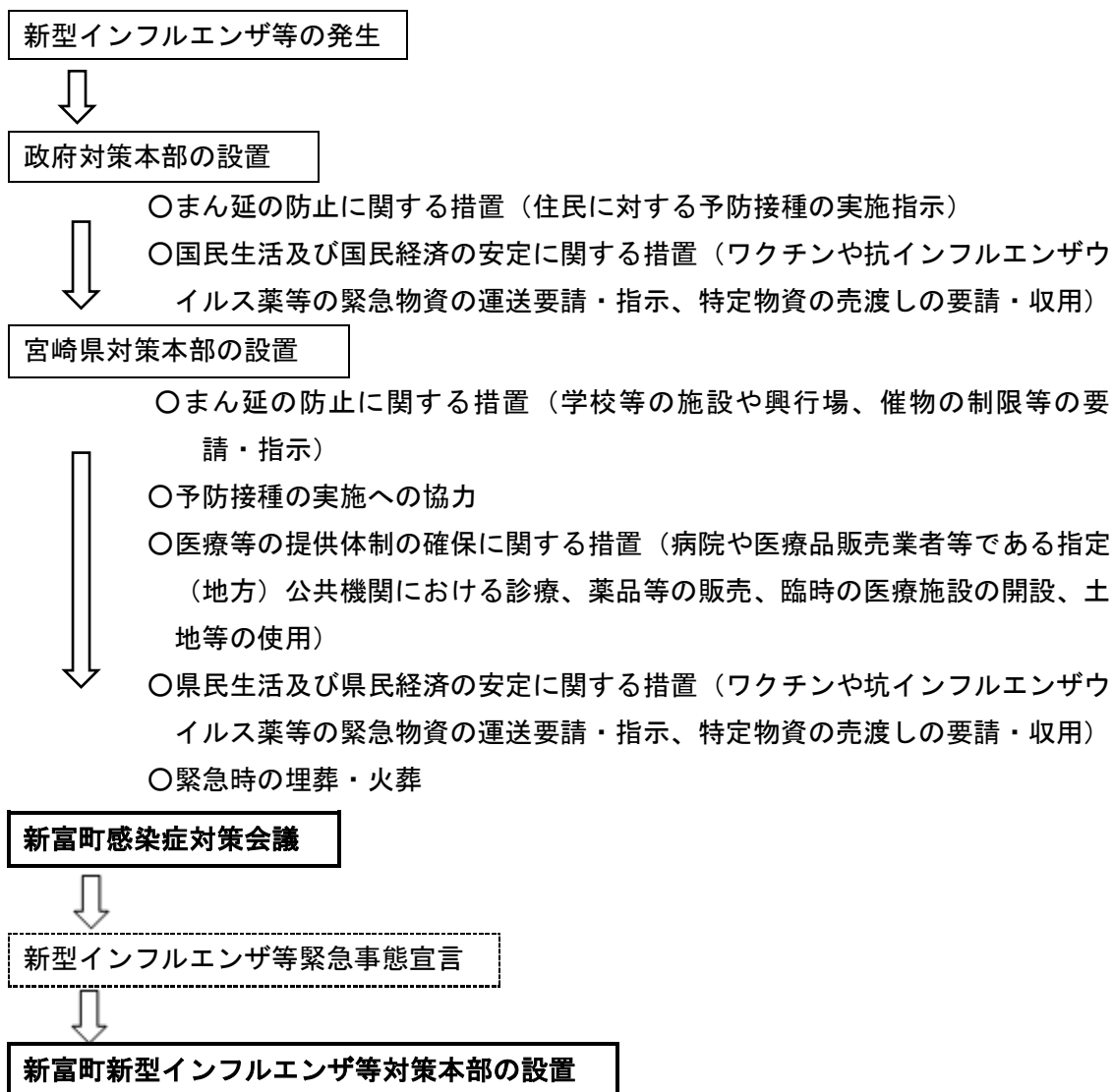
2. 新富町新型インフルエンザ等対策本部

新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に莫大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、政府対策本部から特措法に基づく緊急事態宣言が行われる。その場合、本町は町長を本部長とする新富町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し本部会議において対策の内容を決定する。さらに、町対策本部の下部に全ての課・局等で編成される各対策部を設置し、発生段階に応じた対策を実施する。（各対策部の事務分掌は、P11を参照）

1) 町対策本部の組織体制図



2) 新型インフルエンザ等の発生後の流れと主な措置について



3. 新富町の事務分掌

1) 町対策本部の事務分掌

対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ① 新型インフルエンザ等の感染拡大防止及び予防対策に関すること ② 町民生活及び町民経済の安定に関すること ③ 国、県、近隣市町村、医師会、その他の関係機関との連絡調整に関すること ④ 町民への広報及び啓発に関すること ⑤ 緊急事態宣言が出されている場合の措置に関すること ⑥ その他新型インフルエンザ等対策に必要な事項に関すること
------	---

2) 各対策部共通の事務分掌

- ① 本部長の命ずること
- ② 対策本部及び各対策部への応援に関すること
- ③ 所管施設の利用者等の感染防止対策及びり患状況に関すること
- ④ 所管施設の臨時的な閉鎖に関すること
- ⑤ 業務継続計画・発生期における業務の維持継続に関すること
- ⑥ 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関すること
- ⑦ その他、所管する業務において、町（県）内感染期に対応が求められるもの

3) 各対策部の事務分掌

対策部名	課・局	事務分掌
医療福祉対策部	◎いきいき健康課 税務課	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症対策会議、対策本部の設置及び閉鎖に関すること ○県本部等関係機関、団体との連絡調整に関すること ○緊急事態宣言に関すること ○新型インフルエンザ等に関する情報収集及び情報提供並びに感染症予防対策の普及啓発に関すること ○要援護者（妊産婦、乳幼児）等への支援に関すること ○緊急事態発生の通報受理及び伝達に関すること ○保健所との連携に関すること ○医師会、歯科医師会及びに薬剤師会との連携調整に関すること ○医療機関との連絡調整に関すること ○新型インフルエンザ等に関わる相談窓口（コールセンター）の設置等に関すること ○感染症予防対策及び医療体制に関わる物資及び資材の備蓄、調達及び運搬に関すること ○住民への予防接種の実施体制に関すること ○職員の特定制接種に関すること ○町民税、保険税の徴収猶予に関すること
	福祉課 会計課	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉施設の感染及び感染拡大防止に関すること ○要援護者（高齢者、障がい者）等への支援に関すること ○福祉サービスの継続利用に関すること ○ボランティア等の受け入れに関すること（社会福祉協議会と

		<p>の連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○義援金品の受付、管理に関する事
総務 対 策 部	◎総務財政課 議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ○対策本部会議の運営に関する事 ○本部長の命令伝達に関する事 ○公務災害補償その他被災職員に対する給付及び援助に関する事 ○各対策本部の職員の確保のための動員及び派遣に関する事 ○職員の健康管理及び感染予防対策に関する事 ○感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関する事 ○職員の勤務体制に関する事 ○必要車両等の確保及び配車に関する事 ○各部間の総合調整及び統制に関する事。 ○その他、対策本部の所管に属さない事項に関する事 ○対策実施に係る予算措置に関する事 ○新型インフルエンザ等に対する議会との連絡調整
	まちおこし政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長、副本部長の秘書に関する事 ○関係情報及び活動の情報の収集、伝達及び集約に関する事 ○報道機関に対する情報提供の調整に関する事 ○町民の外出自粛要請に関する事 ○IP告知放送による町民への情報等の広報及び伝達に関する事 ○企業活動の縮小要請に関する事 ○事業所（者）との連絡及び調整に関する事 ○コミュニティバスの運行に関する事 ○ルピナス温泉の利用者への注意喚起、主催事業等の中止及び臨時休館に関する事
	防災基地対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線に関する事 ○車両の調達等、本部機能維持のための必要な資機材に関する事 ○活動人員に対する食料や飲料水等の提供に関する事 ○東児湯消防組合、消防団との連絡及び調整に関する事 ○諸団体（自主防災組織、町民団体、区・自治会）への協力要請に関する事 ○防災に関する協定の締結に関する事 ○食料及び生活必需品の備蓄、調達及び運搬に関する事

町 民 対 策 部	◎町民こども課 新田支所 上新田サービス コーナー 新田保育所	○外国籍町民への対応に関する事 ○消費生活相談に関する事 ○値上げ・買占め等に関する事 ○保育所・幼稚園の感染及び感染拡大防止に関する事 ○保育所・幼稚園等における予防接種実施のための連絡調整に関する事
	環境水道課	○遺体の収容並びに埋火葬に関する事 ○遺体の安置所の開設に関する事 ○防疫、消毒作業に関する事 ○感染性廃棄物の処理に関する事 ○資源の使用抑制、ごみの排出規制に関する事 ○水道等事業者との連携に関する事 ○終末、し尿処理現場の維持・管理に関する事 ○水の安定的な供給に関する事
教 育 対 策 部	◎教育総務課	○小学校及び中学校における予防接種実施のための連絡調整に関する事 ○学校教育施設の感染及び感染拡大防止に関する事 ○学校の臨時休業等の措置に関する事
	生涯学習課	○社会教育施設の感染及び感染拡大防止に関する事 ○体育館、公民館、文化会館の利用者への注意喚起、主催事業等の中止及び臨時休館に関する事
産 業 対 策 部	◎農業振興課 農業委員会	○鳥の大量の不審死、高病原性鳥インフルエンザが疑われる野鳥等の検査等への協力及び処分等に関する事 ○家きん等高病原性鳥インフルエンザに関する事 ○食品の確保及び安定供給のための関係機関との連携に関する事 ○養鶏関係者への感染予防策の周知に関する事
土 木 対 策 部	◎都市建設課	○道路の通行規制に係る業務の支援に関する事 ○公営住宅の防疫に関する事 ○電気・ガス等ライフライン事業者との連携に関する事

◎印の課長を各対策部の部長とする。

IV. 各段階における対策

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について「(1) 実施体制」「(2) 情報収集」「(3) 情報提供・共有」「(4) まん延防止」「(5) 予防接種」「(6) 医療」「(7) 町民生活及び経済の安定の確保」の7つの基本項目に分けて立案しており、発生段階ごとに記述している。また、事務分掌で同じ欄にある課は、連携し対策をとるものとする。

新型インフルエンザ等が発生した場合、本町は国が政府行動計画に基づき作成する「基本的対処方針」、及び国・県の指示に基づき対策を実施することになる。また、個々の対策の具体的な実施期間は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し実施する。

1. 未発生期

- ・新型インフルエンザ等が発生していない状態。
- ・海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染は見られていない状況。

(目的) 発生に備えて体制の整備を行う。

(主な対策)

(担当課)

<p>(1) 実施体制</p> <p>①町行動計画等の作成等</p> <p>○特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の策定を行い、必要に応じて見直しを行う。また、必要に応じて感染症対策会議を開催する。</p> <p>②国・地方公共団体の連携強化</p> <p>○国、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</p>	<p>いきいき健康課</p> <p>いきいき健康課 防災基地対策課</p>
<p>(2) 情報収集</p> <p>○通常のインフルエンザ発生動向に注意を払い、異常な兆候を早期に把握する。</p> <p>○宮崎県感染症週報により、流行状況を把握する。</p> <p>○インフルエンザによる入院患者、重症患者及び死亡者の動向を把握する。</p> <p>○学校等でのインフルエンザ様症状の欠席者の状況を調査し、感染拡大を早期に探知する。</p> <p>○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。</p>	<p>いきいき健康課</p> <p>教育総務課</p> <p>農業振興課</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p> <p>①体制整備等</p> <p>○発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係課・局間での情報共有体制を整備する。</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時に、国民からの相談に応じるため、町は、国からの要請に基づいてコールセンター等を設置する準備を進める。</p> <p>○新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、保健所との連携の下、地域住民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できるよう体制を整える。</p>	<p>いきいき健康課</p>
<p>(4) まん延防止</p> <p>①感染対策の実施</p>	<p>いきいき健康課</p>

<p>○住民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用・咳エチケット等の基本的な感染対策について行うよう理解促進を図る。</p> <p>② 防疫措置、疫学調査等についての連携強化</p> <p>○国が実施する検疫の強化の際に必要な防疫措置、入国者に対する疫学調査等について、地方公共団体その他関係機関との連携を強化する。</p>	
<p>(5) 予防接種</p> <p>①特定接種の準備</p> <p>○特定接種のうち、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する市町村が実施主体であるので、所属する地方公務員の実施主体として対象者を把握する。また、それ以外の特定接種について国や県の要請に応じ、実施・協力する。</p> <p>②住民接種の準備</p> <p>○実施主体である町が接種を実施する対象者は、当該市町村内に居住する者を原則とし、在留外国人を含む。</p> <p>○住民接種については、医師会、事業者、学校関係者等の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図り、原則として集団的接種により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接種対象者ごとのワクチン需要量の算出を行う ・住民接種についてあらかじめ計画をたてておく <p>○円滑な接種の実施のために、保健所、医師会等と事前に協議し広域的な協力体制の構築を検討し、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。</p> <p>○接種のための会場については、本町の現状に応じつつ、3か所程度の接種会場を設ける。会場については、保健相談センター、学校・公民館など公的な施設を活用する。</p>	いきいき健康課 総務財政課
<p>(6) 医療</p> <p>①体制等</p> <p>○医師会等関係機関との連携、協力を図り、医療体制の整備を推進する。</p>	いきいき健康課
<p>(7) 町民生活及び経済の安定の確保</p> <p>①要援護者への生活支援の整備</p> <p>○感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等につ</p>	福祉課 いきいき健康課

<p>いて、国からの要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。</p> <p>○町は、最も住民に近い行政主体であり、地域住民を支援する責務を有することから、住民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。</p> <p>○新型インフルエンザ等発生時の要援護者（高齢者、障がい者等）への対応について、町が関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。</p> <p>○要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。</p> <p>○地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保配分・配付の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取組を進める。（支援を必要とする者に対しては、区長や町の職員等が、個々の世帯を訪問し、食料品・生活必需品等を配付する方法も考えられる。）</p> <p>○自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。</p> <p>○町では、新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、町自らの業務継続計画を策定する。</p> <p>②火葬能力等の把握</p> <p>○県が火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握・検討する際に連携する。また、県が火葬又は埋葬を円滑に行うための体制整備を行う際に連携する。</p> <p>○墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから域内における火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。</p> <p>○火葬場における稼働可能火葬炉数、平時及び最大稼働時の一日当たりの火葬可能数、使用燃料、その備蓄量及び職員の配置状況等の火葬場の火葬能力並びに公民館、体育館及び保冷機能を有する施設など一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」とい</p>	<p>防災基地対策課</p> <p>総務財政課</p> <p>環境水道課</p>
--	--

<p>う。) 数について県が調査する場合に協力する。</p> <p>○県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等関係機関との調整を行うものとする。</p> <p>③物資及び資材の備蓄等</p> <p>○新型インフルエンザ等対策の実施に必要な食料・飲料水及び生活必需品・医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。</p> <p>○町民に対して、感染期に備え、食料や生活必需品の備蓄を呼びかける。</p>	防災基地対策課 いきいき健康課
---	--------------------

2. 海外発生期

- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。
- ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
- ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

- (目的) 1) 町(県)内発生に備えて体制の整備を行う。
2) 町内における新型インフルエンザ等患者の早期発見に努める。

(主な対策)

(担当課)

<p>(1) 実施体制</p> <p>①町行動計画等の見直し</p> <p>○特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画等を踏まえ、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画の見直しを行う。また、必要に応じて感染症対策会議を開催する。</p> <p>②国・地方公共団体の連携強化</p> <p>○国、県、他の市町村等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</p>	<p>いきいき健康課 防災基地対策課</p>
<p>(2) 情報収集</p> <p>○帰国者・接触者相談センターの、帰国者・接触者外来医療機関情報を把握する。</p> <p>○県内における新型インフルエンザ等患者の発生状況を把握するとともに、感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。</p> <p>○鳥類、豚が保有するインフルエンザウイルスの情報収集に努める。</p>	<p>いきいき健康課 教育総務課 農業振興課</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p> <p>①コールセンター等の体制</p> <p>○国からの要請に基づいて他の公衆衛生業務に支障を来さないように、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンター等を設置し、適切な情報提供を行う。</p> <p>○国からの要請に基づき新型インフルエンザ等に関する相談窓口を設け、疾患に関する相談のみならず、生活相談等広範な内容についても対応できる体制について検討する。</p> <p>②情報提供方法</p> <p>○新型インフルエンザ等が発生した場合は、国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。</p> <p>○情報入手が困難なことが予想される外国人や視聴覚障がい者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。</p>	<p>いきいき健康課 まちおこし政策課</p>

<p>○ホームページ、相談窓口等を通して、地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報を提供する。</p>	
<p>(4) まん延防止</p> <p>①感染対策の実施</p> <p>○マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。</p> <p>○海外出入国者への注意喚起とともに、発生地域等への不要不急の渡航の自粛を呼びかける。</p>	いきいき健康課
<p>(5) 予防接種</p> <p>①特定接種の実施</p> <p>○国と連携し、町の地方公務員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。</p> <p>②特定接種の広報・相談</p> <p>○具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。</p> <p>③住民接種の準備</p> <p>○予防接種法第6条第3項に規定する接種（新臨時接種）、又は特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種（臨時接種）の準備を行う。</p> <p>○町民に対して、一般的な感染症予防策を周知するとともに、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について積極的に情報提供を行う。</p>	いきいき健康課
<p>(6) 医療</p> <p>①体制等</p> <p>○学校等及び高齢者や障がい者等の入所施設において、新型インフルエンザ等が集団感染した場合の医療提供手段の確保の検討を要請する。</p> <p>○町（県）内感染期における在宅の障がい者や高齢者等の要援護者への生活支援（介護、往診、訪問看護、食事提供、見回り等）や死亡時の対応の検討を行う。</p>	いきいき健康課 教育総務課 福祉課
<p>(7) 町民生活及び経済の安定の確保</p> <p>①要援護者対策</p> <p>○新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者等へ広報する。</p> <p>○介護保険施設等への注意喚起を行う。</p>	福祉課 いきいき健康課

<p>②遺体の火葬・安置の準備</p> <p>○国から県を通じて行われる、「火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う」旨の要請に対応する。</p> <p>○県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるように準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。</p> <p>③物資及び資材の備蓄等</p> <p>○新型インフルエンザ等対策の実施に必要な食料・飲料水及び生活必需品・医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等する。</p>	<p>環境水道課</p> <p>防災基地対策課 いきいき健康課</p>
--	--

3. 県内未発生期～県内発生早期

(県内未発生期)

・国内のいずれかの県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、町(県)内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態。

(県内発生早期)

・町(県)内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。

(目的) 1) 町(県)内での発生の遅延と早期発見に努める。

2) 町(県)内での感染拡大をできる限り抑える。

3) 患者に適切な医療を提供する。

4) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

(主な対策)

(担当課)

<p>(1) 実施体制</p> <p>①感染症対策会議</p> <p>○感染症対策会議を開催し、保健所、医療機関との連携の下、感染拡大の防止、感染者への支援、社会機能の維持に必要な具体的対策の実施について協議、決定し、必要な措置を行う。</p> <p>※緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>①町対策本部の設置</p> <p>○町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。</p>	<p>いきいき健康課 総務財政課</p>
<p>(2) 情報収集</p> <p>○インフルエンザに関する通常の情報収集を行う。</p> <p>○新型インフルエンザ等患者及び入院患者の情報収集を行う。</p> <p>○新型インフルエンザ等患者の帰国者・接触者外来受診状況等を把握する。</p> <p>○学校等でのインフルエンザ集団発生の把握を行う。</p>	<p>いきいき健康課 教育総務課</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p> <p>①コールセンター等の体制充実・強化</p> <p>○国からの要請に従い、国から配布されるQ&Aの改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。</p> <p>○国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p>	<p>いきいき健康課</p>

<p>②情報提供方法</p> <p>○新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。</p>	<p>まちおこし政策課</p>
<p>(4) まん延防止</p> <p>①感染対策実施の要請</p> <p>○直接住民、事業者等に対して次の要請を行う。</p> <p>a. 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。</p> <p>b. 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。</p> <p>c. ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。</p> <p>d. 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。</p> <p>【県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合】</p> <p>①必要に応じて、町の公共施設の利用制限等を要請する。</p> <p>②必要に応じて、町主催の行事等の自粛を要請する。</p> <p>③県知事の要請等により、発生地域での不特定多数の集まる活動への参加や、不要不急の外出を自粛するよう要請する。</p>	<p>いきいき健康課 まちおこし政策課 農業振興課 福祉課 教育総務課 生涯学習課 都市建設課</p>
<p>(5) 予防接種</p> <p>①緊急事態宣言がされていない場合の住民接種</p> <p>○町はパンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、予防接種法第6条第3項に規定する接種（新臨時接種）に関する情報提供・接種を開始し、また、広報を行うとともに住民からの基本的な相談に応じる。</p> <p>※新臨時接種については、個人の意思に基づく接種であり、町としてはワクチン接種のための機会を確保するとともに、接種を勧奨し、必要な情報を積極的に提供する。</p> <p>②緊急事態宣言がされている場合の住民接種</p> <p>○住民に対する予防接種については、特措法第46条の規定に基づき、</p>	<p>いきいき健康課</p>

<p>予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種（臨時接種）を実施する。以下、広報・相談・記録・実施等については、国の新型インフルエンザ等対策ガイドラインに基づき行う。</p>	
<p>(6) 医療 ①体制等 ○入院治療協力医療機関等の収容能力を超えた場合や、独居患者等自宅において療養できない患者を治療する場合を想定し、公的施設等に対して受け入れ準備をする。</p>	<p>いきいき健康課</p>
<p>(7) 町民生活及び経済の安定の確保 ①要援護者対策 ○食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。 ○新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、町は、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。 ②遺体の火葬・安置 ○県と連携して、確保した手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋等を、域内における新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者の手に渡すよう調整する。 なお、非透過性納体袋については、県が病院又は遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配付する。 町は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。</p> <p>※県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合</p> <p>③水の安定供給 ○水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。 ④衛生環境等 ○人の移動が制限された事態において、ごみの排出規制、終末・し尿処理現場の維持・管理について、衛生的な運用が行えるよう必要な措置を講ずる。</p>	<p>福祉課 いきいき健康課 防災基地対策課</p> <p>環境水道課</p>

<p>⑤生活関連物資等の価格の安定等</p> <p>○国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。</p>	<p>町民こども課</p>
---	---------------

4. 町（県）内感染期

- ・町（県）内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

- (目的) 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 町民生活・社会・経済への影響を最小限に抑える。

(主な対策)

(担当課)

<p>(1) 実施体制</p> <p>①町対策本部の設置</p> <p>○町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置する。</p>	<p>いきいき健康課 総務財政課</p>
<p>(2) 情報収集</p> <p>○国、県からの情報収集を行う。</p>	<p>いきいき健康課</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p> <p>①コールセンター等の体制充実・強化</p> <p>○国からの要請に従い、国から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、コールセンター等による適切な情報提供の実施ができるような体制の充実・強化を行う。</p> <p>○国及び県が発信する情報を入手し、住民への情報提供に努める。また、地域内の新型インフルエンザ等の発生状況や地域内で今後実施される対策に係る情報、地域内の公共交通機関の運行状況等について情報提供する。</p> <p>②情報提供方法</p> <p>○新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。</p>	<p>いきいき健康課</p> <p>まちおこし政策課</p>
<p>(4) まん延防止</p> <p>①基本的な感染対策</p> <p>○帰国者・接触者外来中止等、受診方法の変更がある場合は、直ちに町民に知らせる。</p> <p>○引き続き住民に対してマスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避ける、不要不急の外出の自粛等の基本的な感染対策を実践するよう促す。</p> <p>○福祉施設・介護保険サービス事業者等に対しては、施設内での感染拡大防止策を徹底し、業務を継続するよう啓発を行う。</p>	<p>いきいき健康課 まちおこし政策課 福祉課 町民こども課 教育総務課 生涯学習課</p>

<p>○事業所に対しては、新型インフルエンザ等の感染防止対策を徹底するよう要請する。</p> <p>②県知事の要請に基づくもの</p> <p>○県知事の要請により、集客を行う事業者等に活動の自粛を行う。</p> <p>○県知事の要請により、対策本部は関係機関と調整のうえ、福祉施設・介護保険サービス事業者等の管理者に対し、臨時休業を要請する。</p> <p>○県知事の要請により、対策本部が関係機関と調整のうえ、保育園の臨時休園を決定し、各園に要請する。または、感染拡大防止策を要請する。</p> <p>○ウイルスの病原性の状況に応じて、学校保健法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に実施するよう、学校の管理者に要請する。保留</p> <p>③町主催の行事・催事等</p> <p>○町主催の行事・催事等について、対策本部は開催、中止、延期等を協議のうえ、決定し関係者に対して速やかに通知する。</p> <p>○町の公共施設については、感染被害の状況によって、対策本部は使用を中止させ、施設を休館とする決定を行う。</p>	
<p>(5) 予防接種</p> <p>①住民接種の実施</p> <p>○緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。</p> <p>②住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <p>○予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p> <p>※緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>③住民接種の実施</p> <p>○基本的対処方針を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。</p>	いきいき健康課
<p>(6) 医療</p> <p>①体制等</p> <p>○町内関係団体等の協力を得ながら、在宅で療養する患者への支援（見回り、介護、訪問看護、食事提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。</p>	いきいき健康課 福祉課
<p>(7) 町民生活及び経済の安定の確保</p> <p>①要援護者対策</p>	福祉課

- 新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。
- 引き続き食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。
- ②遺体の火葬・安置
- 引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努めるものとする。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行うものとする。
- 県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。
- 県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、町の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町村及び近隣都道府県に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。
- 死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、町は、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

※県が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合

③水の安定供給

- 水道事業者である町は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

④衛生環境等

人の移動が制限された事態において、ごみの排出規制、終末・し尿処理現場の維持・管理について、衛生的な運用が行えるよう必要な措置を講ずる。

いきいき健康課
防災基地対策課
環境水道課
町民こども課

⑤生活関連物資等の価格の安定等

- 国民生活及び国民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。
- 生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、国民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、国民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- 生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。

⑥遺体の火葬・安置

- 国から県を通じ行われる火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる旨の要請を受け、対応する。
- 国から県を通じ行われる死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する旨の要請を受け、対応する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

⑦要援護者対策

- 国から在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う旨の要請を受け、対応する。

5. 小康期

- ・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。
- ・ 大流行は一旦終息している状態。

(目的) 町民生活・社会・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。

(主な対策)

(担当課)

<p>(1) 実施体制</p> <p>①町対策本部の廃止</p> <p>○緊急事態解除宣言がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。</p>	<p>いきいき健康課 総務財政課</p>
<p>(2) 情報収集</p> <p>○これまでに実施してきた情報収集の評価・検討を行う。</p> <p>○インフルエンザに関する通常の情報収集は継続する。</p> <p>○学校等でのインフルエンザ集団発生の把握を実施する。</p>	<p>いきいき健康課 教育総務課</p>
<p>(3) 情報提供・共有</p> <p>①コールセンター等の体制の縮小</p> <p>○状況を見ながら国からの要請に基づいてコールセンター等の体制を縮小する。</p>	<p>いきいき健康課</p>
<p>(4) まん延防止</p> <p>①流行の第二波に備え、感染症対策に努める。</p>	<p>いきいき健康課</p>
<p>(5) 予防接種</p> <p>①住民接種の実施</p> <p>○流行の第二波に備え、緊急事態宣言がされていない場合においては、予防接種法第6条第3項に基づく接種（新臨時接種）を進める。</p> <p>②住民接種の有効性・安全性に係る調査</p> <p>○予防接種の実施主体である町は、あらかじめ予防接種後副反応報告書及び報告基準を管内の医療機関に配布する。</p> <p>※緊急事態宣言がされている場合の措置</p> <p>③住民接種の実施</p> <p>○流行の第二波に備え、国及び県と連携し特措法第46条の規定に基づく住民に対する予防接種（臨時接種）を進める。</p>	<p>いきいき健康課</p>
<p>(6) 医療</p> <p>①体制等</p> <p>○新型インフルエンザ等患者（疑似症患者を含む）の入院治療を行う入院治療協力医療機関を段階的に減らし、通常の医療体制に移行する。</p> <p>○公的施設等の活用を中止する。</p>	<p>いきいき健康課</p>

<p>(7) 町民生活及び経済の安定の確保</p> <p>①要援護者対策</p> <p>○新型インフルエンザ等により患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。</p> <p>②新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等</p> <p>○国、県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。</p>	<p>福祉課 いきいき健康課</p>
---	------------------------

V 資料

1. 新型インフルエンザ等の基礎知識

1) インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

2) 新型インフルエンザウイルス

新型インフルエンザとは、感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるように変化し、さらに人から人へと効率よく感染するようになったものである。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

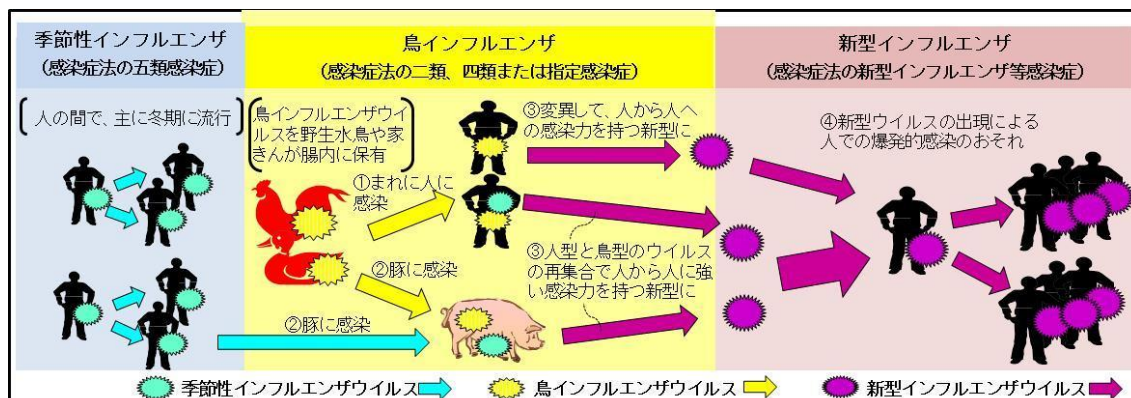
3) 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、家族内での感染が過去数例報告されている。

4) 季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年12月～3月が流行シーズンである。

<季節性インフルエンザ、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ>



5) 新感染症

新感染症については、感染症法第6条第9項に規定される未知の感染症であり、感染力の強さ、感染経路は病原体ごとに異なると考えられる。新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある、特措法の対象となる。対策については、新型インフルエンザ等対策の枠組みを参考にしながら行うと考えられる。

2. 新型インフルエンザ等予防の基本

1) 咳エチケット

- 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁、痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
- 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。
- マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとして（1日1枚程度）、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。
- 新型インフルエンザ等発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。

2) 手洗い

○外出からの帰宅後、不特定多数の者が触れるような場所を触れた後は、頻回に手洗いを実施する。

○手洗いは、流水と石けんを用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。

3. 生活必需品の備蓄

新型インフルエンザ等の発生時には、感染拡大防止等の観点から、不要不急の外出は控えることが重要となる。こうした事態に備えるために、食料品等の最低2週間分の備蓄を行うことが推奨される。

【備蓄例】

○食料（長期保存可能なもの）の例

主食類

米、乾麺類（そば、ラーメン、うどん等）、切り餅、コーンフレーク・シリアル類、乾パン、粉ミルク

飲料水（ミネラルウォーター、ペットボトルや缶入りの飲料）

各種調味料

その他

レトルト・フリーズドライ食品、冷凍食品（家庭での保存温度並びに停電に注）、インスタントラーメン、缶詰、菓子類、

○医薬品等・日用品の例

常備品

常備薬（胃薬、痛み止め、その他持病の処方薬）、絆創膏（大、小）、ガーゼ・コットン（滅菌のものとはそうでないもの）、解熱鎮痛剤（アセトアミノフェンなど）、薬の成分によっては、インフルエンザ脳症を助長する可能性がある。（購入時には、医師・薬剤師に確認）

対インフルエンザ対策の物品

マスク（不織布、1人あたり20～30枚）、ゴム手袋（破れにくいもの）、水枕・氷枕（頭や脇の下の冷却用）、漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）、消毒用アルコール、体温計

○通常の災害時のための物品（あると便利なもの）

懐中電灯、乾電池、ローソク、ライター、携帯電話充電セット、ラジオ・携帯テレビ、カセットコンロ・ガスボンベ、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、キッチン用ラップ、アルミホイル、洗剤・石けん、シャンプー・リンス、保湿ティッシュ（アルコ

ールのあるものかないもの)、生理用品(女性)、ビニール袋(汚染されたごみの密封に
利用)、紙おむつ

○こども対策

玩具、ゲーム、絵本等

引用「宮崎県新型インフルエンザ等対策行動計画」より

4. 用語解説（あいうえお順）

○陰圧対応個室

院内感染を防ぐために、病室の内部の気圧を外部の気圧より低くすることによって、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床（病室）。

○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鳥、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○感染症指定医療機関

感染症法に基づく特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

※特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

※第1種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※第2種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

※結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準じるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○帰国者・接触者外来

発生病国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有するものを対象とした外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも県内感染期になった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

○帰国者・接触者相談センター

発生病国から帰国した者又は新型インフルエンザ等の患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

○業務継続計画

業務継続計画（Business Continuity Plan, BCP）は、災害による影響度を認識し、発生時の業務継続を確実にするため、必要な対応策を策定したもの。新型インフルエンザ等発生時の行政機能や社会機能を維持するために、各機関において、業務継続計画の策定が求められる。

○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○致死率

ここでは、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患した者のうち、死亡した者の割合。

○特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

- ①「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者（以下「登録対象者」という。）に限る。）
- ② 国家公務員及び地方公務員のうち、
 - a 新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務に従事する者、
 - b 新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務に従事する者、
 - c 民間の登録対象者と同様の職務に従事する者である。

○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザ等のパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザ等のウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。